

平成24年11月5日

集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証
及び再発防止に関する検討会

座長 永井良三殿

国の当時の担当者に対する調査を求める意見書

検討会委員 奥泉尚洋
同 田中義信
同 梁井朱美

第1 意見の趣旨

検証項目に関する研究班の調査において、国の当時の担当者に対するヒアリング調査等を行うことは必要不可欠と考えますので、研究班においてかかる調査を行われるよう要請します。

また、検討会において、かかる調査の必要性について確認していただくよう要請します。

第2 意見の理由

1 研究班から提示されている「検証項目ごとの調査手法及び内容」（第3回検討会の資料3）によると、文献調査、アンケート、ヒアリングがおもな調査方法とされています。

そして、アンケートについては、自治体を対象とした調査（検証項目1項(4)及び検証項目4項に関して）、開業医・保健所長を対象とした調査（検証項目3項に関して）が予定されています。また、ヒアリングについては、注射針等の製造業者を対象とした調査（検証項目1項(3)に関して）、自治体を対象とした調査（検証項目1項(4)及び検証項目4項に関して）、関係学会や肝炎に関する有識者を対象とした調査（検証項目3項に関して）が予定されています。

ところが、国を対象としたアンケートやヒアリングの調査は予定されておらず、国に対する調査は文献調査だけとなっています。

2 しかし、検討会において決定した検証項目「3. B型肝炎に関する医学的知見およびそれに対する関係機関等の認識について（時間軸での変遷）」に関しては、「関係機関とは、国（国立感染症研究所を含む）、自治体、関係学会、

予防接種従事者、医療機関等をいう。」とされており、国の当時の認識が調査対象となりますから、当然、国の当時の担当者を対象としたヒアリング調査等が行われるべきです。

また、検証項目「4. 集団予防接種等によるB型肝炎感染被害発生の把握及び対応（時間軸での変遷）」に関しては、「③国（国立感染症研究所を含む）による把握及び対応」が検証項目とされており、これについても国の当時の把握及び対応が調査対象となりますから、当然、国の当時の担当者を対象としたヒアリング調査等が行われるべきです。

3 文献調査で行えることには限界があります。文献が存在しない場合はもちろんのこと、文献が存在する場合であっても、文献だけでは把握できない当時の実態や事情があります。それは当時の担当者でなければ分からぬことであり、可能な限り国の当時の担当者に対してヒアリング調査等を行うことによって初めて実態が判明します。

自治体及び予防接種従事者に対して、対象を絞ってヒアリング調査を予定しているのも、文献調査だけでは十分な実態調査ができないからです。このことは国に対しても全く同様です。国に対しても、文献調査だけでなく、当時の担当者に対するヒアリング等の調査を行うことは不可欠であると考えます。

4 なお、薬害肝炎の検証及び再発防止に関する研究班の調査においても、国の当時の担当者を対象とした聞き取り調査が行われています（「薬害肝炎の検証及び再発防止に関する研究最終報告書」308頁以下、「薬害再発防止のための医薬品行政等の見直しについて（最終提言）」23頁以下）。検証のあり方としては、当然のことです。

5 なぜ40年にもわたり注射器等の使い回しがなされたのか、その実態を解明することが、40数万人と言われている集団予防接種等によるB型肝炎感染被害者の願いです。

是非、国の当時の担当者を対象としたヒアリング調査等を行われるよう強く求めます。

以上